

美里町空き家バンク登録促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンクへの登録を促進し、空き家の有効活用及び定住促進を図るため、予算の範囲内において美里町空き家バンク登録促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、美里町補助金等交付規則(平成16年美里町規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 美里町空き家バンク事業実施要綱(平成27年美里町告示第16号)に規定する空き家バンクをいう。
- (2) 所有者等 空き家の登記上の所有者又はそれらの相続人であつて、当該空き家の売却又は賃貸の権限を有する個人をいう。
- (3) 空き家等 町内に存する建築物又は宅地であつて、現に居住の用に供されていないもの又は使用されていないものをいう。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金額は次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
空き家に係る登記の申請手続	空き家の登記の申請手続に要する費用であつて、次に掲げるもの (1) 戸籍等の書類取り寄せの費用 (2) 登記事項証明書取得費用、登録免許税 (3) 司法書士等への報酬 (4) 前3号に掲げるもののほか、遺産分割協議書作成に係る諸経費 (5) その他町長が必要と認める費用	補助対象経費の額の2分の1に相当する額とし、5万円を限度とする。
空き家の家財等の撤去	空き家の家財等の撤去に要する費用(撤去した家財等の処分に要する費用を含む。)であつて、次に掲げるもの (1) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託料 (2) 一般廃棄物の処分に係る費用 (3) その他町長が認める費用	補助対象経費の額の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、空き家バンクへの登録を目的に補助対象事業を行う所有者等又は既に空き家バンクに登録している所有者等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 美里町税を滞納していないこと。
- (2) 補助対象事業に対して、国、県又は町の制度による他の補助等を受けていないこと。
- (3) 所有する空き家等を2年以上継続して空き家バンク制度に掲載すること(既に空き家バンク制度に掲載している場合を含む。)。ただし、空き家の売買又は賃貸契約が成立した場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美里町空き家バンク登録促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する前に町長に提出しなければならない。

- (1) 身分を証明する書類
- (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 美里町空き家バンク登録促進補助金交付同意書(様式第3号。共有名義又は相続人が複数存在する空き家等に限る。)
- (4) 補助対象事業に要する経費と内訳を確認できる書類(見積書等)
- (5) 当該空き家等の所有権を有することを証する書類(申請者が当該空き家等の所有権を有する者でない場合は、当該行為を行う権原を有することを証する書類)
- (6) 補助対象事業実施予定箇所の現況写真
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査したうえで、交付の適否を決定し、美里町空き家バンク登録促進補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等及び決定)

第6条 申請者は、補助金交付決定後において、申請内容を変更又は中止しようとするときは、美里町空き家バンク登録促進補助金交付決定変更等申請書(様式第5号)に、変更等の内容を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更等申請書を受理したときは、その内容を審査したうえで、交付の適否を決定し、美里町空き家バンク登録促進補助金変更等交付決定(却下)通知書(様式第6号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象経費の支払いがすべて完了したときをいう。)から起算して1月以内又は申請年度の3月末日のいずれか早い日までに、美里町空き家バンク登録促進補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した経費と内訳を確認できる書類(領収書の写し、内訳書等)
- (2) 登記完了証の写し又は登記完了後の登記事項証明書(登記の申請手続を行う場合に限る。)
- (3) 補助対象事業実施箇所の完了写真(家財等の撤去を行う場合に限る。)
- (4) 空き家バンク登録申込書の写し(既に登録済みの場合は不要)
- (5) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、美里町空き家バンク登録促進補助金交付確定通知書(様式第8号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに美里町空き家バンク登録促進補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の交付回数)

第10条 補助金の交付は、同一物件につき、一回を限度とする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付決定の全部を取り消し、既に交付された補助金の全額の返還を命ずるものとする。

- (1) 空き家バンクに登録した空き家を、補助金の確定通知のあった日(以下「基準日」という。)から2年を経過する日までの間に取り壊したとき。
- (2) 基準日から2年を経過する日までの間に、自己の利益のために当該空き家を利用したとき。
- (3) 基準日から2年を経過する日までの間に、3親等以内の親族に売却し、又は賃貸したとき。
- (4) 基準日から2年を経過する日までの間に、空き家バンクの登録を取り消したとき(空き家バンクを通じた売買又は賃貸借契約の成立により登録が抹消された場合を除く。)
- (5) 偽りその他不正な行為があったことが明らかとなったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(美里町空き家バンク奨励金交付要綱の廃止)
- 2 美里町空き家バンク奨励金交付要綱(平成27年美里町告示第17号。以下「奨励金要綱」という。)は廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の際、現に美里町空き家バンク事業実施要綱(平成27年美里町告示第16号)の規定により登録されている空き家等(以下「既登録空き家」という。)に係る奨励金要綱に基づく奨励金の交付その他の取扱いについては、令和8年3月31日現在で登録されている当該既登録空き家の有効期間が満了するまでの間に限り、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、既登録空き家に係る補助金等の交付について、この告示の規定による補助金等を受けたときは、同項の規定は適用しない。